



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

- 公安委員会規則
 - *1 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則 1
- 告示
 - 108 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課) 1
 - 109 " (") 2
 - 110 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課) 2
 - 111 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (") 2
 - 112 特定第2号漁業者の同意成立の届出 (水産振興課) 3
- 監査公表
 - 監査公表第3号 3
 - 監査公表第4号 4

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第1号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成24年2月14日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則(昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1の和歌山県和歌山西警察署の部屋形町交番(和歌山市屋形町四丁目)の項中「屋形町交番(和歌山市屋形町四丁目)」を「岡山丁交番(和歌山市岡山丁)」に改める。

附 則

この規則は、平成24年3月12日から施行する。

告 示

和歌山県告示第108号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年3月27日まで縦覧に供する。

平成24年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成24年3月27日
- 2 名称
特定非営利活動法人ディスカバリー・フロンティア
- 3 代表者の氏名

塩崎実

- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県新宮市清水元2丁目1番11号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、就職、転職、再就職のために必要な職業能力の開発、又は雇用機会の拡充を支援する活動をするとともに、高齢者の生きがい支援、野外活動や各種イベントの企画など、地域振興に関する事業を行い、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第109号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年3月30日まで縦覧に供する。

平成24年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成24年1月30日
- 2 名称
特定非営利活動法人スリンクス
- 3 代表者の氏名
塩崎美千代
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県新宮市佐野2丁目12番22号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県民のためにスポーツと健康等に関する事業を行うことにより、様々な年齢層とのコミュニケーションツールとして、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第110号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成24年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 廃止年月日 |
|------------|--------|---------------|-------------|------------|----------------|-----------|
| 3010100273 | あさも園 | 和歌山市今福二丁目9-35 | 旧知的障害者更生施設 | 社会福祉法人あおい会 | 和歌山市今福二丁目9-35 | 平成24.1.31 |

和歌山県告示第111号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害福祉サービス | 主たる対象とする障害 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 指定年月日 | 指定の有効期限 |
|-------|--------|---------|----------|------------|--------|----------------|-------|---------|
| | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|----------------|------|------------------|--------------|-------|----------------|-------------------|--------------|---------------|
| 3010121 030 | あさも園 | 和歌山市府中11 24-1 | 生活介護 | 知的障害者 | 社会福祉法 人あおい会 | 和歌山市今福二 丁目9-35 | 平成 24.2.1 | 平成 30.1.31 |
| | | | 就労継続支 援B型 | | | | | |
| | | 和歌山市府中36 5-15 | 就労継続支 援B型 | | | | | |

和歌山県告示第112号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成24年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

| 区 域 | 区 分 | 加入区の名称 |
|-------------|-----------------------------------|--------|
| 勝浦漁業協同組合の地区 | 総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う敷網漁業を主とする漁業 | 勝浦敷網 |

監 査 公 表

和歌山県監査公表第3号

平成17年3月31日付で公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

平成24年2月14日

和歌山県監査委員 楠 本 隆
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子
 和歌山県監査委員 藤 山 将 材
 和歌山県監査委員 服 部 一

1 包括外部監査の特定事件

和歌山県立こころの医療センター事業会計の運営、管理状況に関する事項

2 包括外部監査の結果に基づく措置

| 監 査 結 果 (指摘事項) | 措 置 の 内 容 |
|--|---|
| 第2章 包括外部監査の結果 III. 監査の結果 7. 未収金管理の状況 (2) 監査の状況 ②回収不能未収金への対応 センターの財務規程によると、未収金管理に努めてもなお、やむを得ない事由により収入不能のものがあるときは、知事の承認を受けて不納欠損として処理することができることとされている（財務規程第24条）。 しかし、平成5年度以降、不納欠損処理が実施されていない。その結果、平成15年度末現在の過年度未収金残高には、自己破産者に対する額のように実質的に回収不可能と考えられるものや、相手方住所不明等で連絡不能であり全額回収は困難と考えられるものが含まれてい | 和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）の一部改正において、納入義務が消滅した場合の不納欠損処分が規定されたことにより、自己破産による免責が確定した3名の未収金について、知事の承認を受けて平成22年11月に不納欠損処理を行った。 さらに、同月には福祉保健部所管の債権管理に関する基本方針を一部改正し、未収金の類型ごとに債権放棄の基準（以下「基準」という。）を整備するとともに、平成23年2月には「福祉保健部債権管理事務の手引（以下 |

る。
債権管理事務効率化の観点から、債務者の支払能力に照らし回収が見込めない債権については、一定の方針に基づき、議会承認等必要な手続きを経て遅滞なく不納欠損処理する必要がある。

「事務手引」という。)」を作成した。
また、行方不明等で回収が困難な未収金については、平成24年1月に民間の債権管理回収業者へ集金代行業務を委託したところであり、引き続き回収のためのあらゆる努力を行った上、なお回収が見込めない債権については、基準及び事務手引に基づき、議会の承認等必要な手続を経て遅滞なく不納欠損処理を行う。

和歌山県監査公表第4号

平成23年3月29日付で公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

平成24年2月14日

和歌山県監査委員 楠 本 隆
和歌山県監査委員 足 立 聖 子
和歌山県監査委員 藤 山 将 材
和歌山県監査委員 服 部 一

1 包括外部監査の特定事件

土地造成事業及び工業用水道事業の財務事務及び事業の管理・運営状況について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

| 監 査 結 果 (指 摘 事 項) | 措 置 の 内 容 |
|---|---|
| <p>第3 監査の結果及び監査結果に添えて提出する意見の要約</p> <p>【1】 土地造成及び工業用水道事業に共通する事項に関する監査の結果及び意見の要約</p> <p>1. 土地造成事業に対する資金援助について</p> <p>① 共通費の配賦について</p> <p>土地造成事業及び工業用水道事業はいずれも公営企業課の所管であり、共通して発生する費用が存在するが、当該共通費は工業用水道事業が全額負担している状況となっている。</p> <p>地方公営企業は、独立採算制を前提とするため、土地造成事業と工業用水道事業の共通費は、適切な按分基準を用いて配賦計算を行い、負担区分を明確にすべきである。</p> <p>【2】 土地造成事業に関する監査の結果及び意見の要約</p> <p>1. 土地台帳の正確性について</p> <p>土地造成事業において保有している販売用地は、土地台帳によって工業団地別の土地面積、金額の増減状況が管理されている。当該土地台帳を確認したところ、その内容に誤りが散見され、会計帳簿との整合性も確保されていない状況であった。</p> <p>会計帳簿と土地台帳との照合を行い、両者の整合性を確保すべきである。</p> <p>2. 有価証券整理簿の整備状況について</p> <p>預り有価証券は、有価証券整理簿を作成することが求められているが、有価証券整理簿が作成されていない。早急に有価証券整理簿を作成し、有価証券の保有状況を適切に管理しておく必要がある。</p> <p>【3】 工業用水道事業に関する監査の結果及び意見の要約</p> <p>1. 工業用水道事業会計における会計処理について</p> | <p>土地造成事業及び工業用水道事業の両事業で発生する共通経費については、業務量に応じた按分計算を行い、土地造成事業会計においても負担するよう改める。</p> <p>土地台帳の誤りについては既に修正した。 また、土地台帳と会計帳簿との整合性を確保するため、土地台帳の様式を変更した。</p> <p>有価証券整理簿を作成し、適切に管理している。</p> |

①退職給与引当金に係る会計処理について

平成21年度末時点における退職給与の期末要支給額は159百万円であり、決算書に計上されている退職給与引当金255百万円との差額95百万円が負債として過大計上されている。

総務省において、地方公営企業会計制度の見直しが進められており、新制度の基準に従い関係課と協議して退職給与引当金の見直しを行う。

②減価償却計算の誤りについて

工業用水道事業会計における固定資産の減価償却計算を検証したところ、次のとおり誤りが発見された。

平成22年度決算において、減価償却費の修正を行った。

| 項目 | 内容 | 平成21年度までの累積影響金額 |
|---------------|--|-----------------|
| 給水管 (受贈資産) | 受贈資産について「みなし償却」を実施すべきところ、通常の減価償却を実施していた。 | △1,199 千円 |
| アスファルト舗装 | 耐用年数10年であるところ、40年として計算していた。 | 215 千円 |

県においても独自に減価償却計算の再計算を実施するなど固定資産台帳の正確性について検討すべきである。